

【閲覧用】

令和3(2021)年第7回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和3(2021)年7月9日(金)				
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール				
開会	午後2時	閉会	午後2時51分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第38号	農地法第3条の許可申請について		許可	3件
	議案第39号	農地法第4条の許可申請について		許可相当	2件
	議案第40号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	5件
	議案第41号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	27件
	議案第42号	農業委員会の適正な事務の実施について		決定	
	議案第43号	農業振興地域整備計画の変更について		決定	
	協議第5号	農業委員会だよりについて		決定	
	報告第30号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	4件
	報告第31号	土地改良法第3条による資格証明について		済	
	報告第32号	農地所有適格化法人の報告について		済	3件
	報告第33号	農地転用完了等の報告について		済	
	出席委員	農業委員	19人	農地利用最適化 推進委員	7人
欠席委員	農業委員		0人		
署名委員	8番	伏原 和也	9番	岡松 美由紀	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主事補	野中 智仁	
その他の 出席者	経済部長 長谷川 司				

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（7名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	—	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	○	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	○	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	—	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	○
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	—	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟谿	○	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	—	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	—	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	○	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第 38 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16 番推進委員：山本委員) ([代理] 5 番農業委員：藤田委員)</p> <p>7 月 3 日に譲渡人と山本推進委員、私の 3 人で現地確認を行いました。場所は [Redacted] で、譲渡人は水田約 5 反を耕作されておりますが、自分で耕作せずに地元の人に作ってもらっております。該当する田 [Redacted] については、野菜を作っていたが草取りに手が回らず、隣接する田の耕作者に贈与することにしたとのことでした。譲受人は、地域の有能耕作者であり、農業機器も揃っており、体制に問題はなし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 38 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(21 番推進委員：瀧本委員)</p> <p>譲渡人 [Redacted] 及び譲受人 [Redacted] ですが、本物件につきましては、数年来より [Redacted] が耕作されており、本申請に至ったところでございます。譲受人 [Redacted] におかれましては、[Redacted] にて 47 a の経営農地で主に水稻作付けを實踐されており、また後継者にも恵まれ今後とも大規模拡大を図りたいとのことであり、今回の 3 条申請についての譲受人として適格であると推察されるところでございます。何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 38 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	<p>(事務局)</p> <p>本案件につきましては事前質疑がございましたので、回答を報告いたします。</p> <p>【質問事項①】</p> <p>農地所有適格法人とはどういったものですか。</p> <p>【回答】</p> <p>「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称です。学校法人や医療法人等の法的に定められた名称とは異なり、農業を営む法人に対し任意で使用されます。法人形態は「会社法人」と「農事組合法人」とに分けられます。</p> <p>この農業法人のなかで、農地法第2条第3項の要件に適合し、“農業経営を行うために農地を取得できる”農業法人のことを「農地所有適格法人」と言います。農地所有適格法人の要件は次の4つです。</p> <p>○法人形態要件</p> <p>会社法人・・・株式会社（株式非公開会社に限る）、合名会社、合資会社、合同会社</p> <p>組合法人・・・農事組合法人（主たる事業が農業経営）</p> <p>○事業要件</p> <p>主たる事業が農業（加工・販売等の関連事業を含む）であることが必要です。なお、法人の主たる事業が農業であるか否かの判断は、農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めているか否かによるものとされています。</p> <p>○議決権要件</p> <p>株式会社は株主、合名会社・合資会社・合同会社にあつては社員、農事組合法人は構成員の有する議決権の合計が総議決権の過半数を占めなければなりません。</p> <p>○役員要件</p> <p>1. 役員の過半の者が法人の農業の常時従事者（原則年間150日以上）であること。</p> <p>2. 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原</p>		

則 60 日以上) すること。

法人が農業を営むにあたり、農地を所有（売買）しようとする場合は、必ず上記の要件を満たす必要があります。

【質問事項②】

譲受人 ■■■■■ は以前、農地法 3 条で農地を取得しているが、その後の管理はされているものの耕作はされていない。これは違反にはならないのか。

【回答】

農地法第 3 条で農地を取得する場合、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合には、権利の移転・設定を許可することができないと定められています。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号に「権利を取得しようとする者が、取得後に農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められない場合」とあります。ここでいう「農地及び採草放牧地の全て」とは、取得する農地等のみならず、現在権利を持つ農地・他人に使用収益させている農地の全てを含みます。

したがって、現在耕作放棄地を所有しているような場合には、全ての農地を効率的に利用するとは認められず、許可はできません。

しかしながら、耕作放棄地とは、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、この数年間に再び作付けする意志のない土地」となっています。つまり、耕作放棄地とは、耕作が行われず、耕作栽培の予定もない放置されている農地であると考えられます。■■■■■ が取得している農地につきましては、農地取得後の作付け確認が完了しておりませんが、最低限の農地管理はされている状態であるので耕作放棄しているとまでは言えず、また、隣接農地の営農に支障をきたす恐れがあるとまでは判断できないと思われますので、現段階では違反とはならないと考えております。

ただし、飯塚市農業委員会申し合わせ事項での規定があり、農地法第 3 条許可後、農地を売買、貸借及び農地以外の用途に転用する場合、「一年一作」の要件を満たしていないと、原則として農地法に基づく申請の受理ができないこととなっております。

今回要望として、飯塚市農業委員会の申し合わせ事項の「一年一作」について全体会議にて内容を詰めて欲しいとの要望がっております。これにつきましては、取り扱いについて執行部において協議・検討を行ってきたいと考えております。

【質問事項③】

譲受人が取得した農地を耕作しない状態が続くようなことがあれば、農地法第 3 条の目的とそぐわないのではないのか。

【回答】

農地法第 3 条第 2 項各号には、権利を取得しようとする者が次の各要件に該当する場合には、農地法第 3 条での農地取得が許可されません。

	<p>(1) (全部効率利用要件) 耕作放棄地を所有している。農地が効率的に利用すると認めがたい場合の権利取得の禁止</p> <p>(2) (農業生産法人要) 農業生産法人以外の法人による権利の取得の禁止</p> <p>(3) 信託の引受けの禁止</p> <p>(4) (農作業常時従事要件) 農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止</p> <p>(5) (下限面積要件) 農地等取得後の農地面積合計が 50 アールに達しない場合</p> <p>(6) (農地等の転貸禁止要件) 所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転又は質入れの禁止</p> <p>(7) (地域との調和要件) 農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止</p> <p>譲受人は前述の要件には該当しないことが権利の移転・設定の許可条件となります。農地法第 3 条では農地取得後に農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うことが重視されておりますので、法令等の遵守について指導を行っていく必要があると思っております。</p>
地区推進委員報告	<p>(1 番推進委員：宮本委員)</p> <p>5 月 23 日土地家屋調査士の方より説明を受けました。[REDACTED] に関しましては今回 3 回目の 3 条申請となっております。野菜を耕作されるための農機具は取得されており何ら問題なし。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 39 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
転用目的 施設の概要	田から畑に改良するため一時転用		
備考	なし		
造成	最大 20cm 程度の盛土工。		
進入口	南側市道からの進入。		
土留め	東側、西側及び北側において、法面土羽打ち。 北西側の一部において、擁壁から盛土が上がる部分については畔波板を設		

	置。(土砂流出防止のため) 南側において、市道に投げ掛け。
被害防除	なし
雨水排水	主に自然流下。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和3年8月1日から令和3年11月1日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 施工費用発生せず。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(4番農業委員：茅野委員) ※担当地区の推進員が申請者のため この案件につきましては、先日申請人と会いまして話を聞きました。近くに5条申請している農地の表土が出るということで、その表土を使って土地改良するというごさいます。申請人も推進員をしており、何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 6月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第39号第2項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
転用目的 施設の概要	駐車場及び進入路		
備考	隣接公衆用道路 78.97 m ² を含め、計画面積は 830.97 m ² となる。 (隣接公衆用道路は市からの払い下げによる [REDACTED] 氏への所有権移 転済)		
造成	最大 20cm 程度の盛土工。		
進入口	西側市道からの進入。		
土留め	東側の一部、南側及び北側において、既設コンクリートブロック擁壁へ投 げ掛け。 東側の一部において、隣接地へ擦り付け。 西側において、市道へ擦り付け。		
被害防除	北側において、高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	既設溜樹及びVP管を経由し、東側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和3年8月15日から令和3年10月1日まで		

水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 施工費用発生せず。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	始末書添付あり。 (合併以前より農地の一部を宅地への進入路として利用をしていたため)
地区推進委員報告	(13番推進委員：大谷委員) 6月17日に現地に赴き、所有者■■■■の長男が近くに隣接する土地に■■■■、次男が■■■■を営んでいて、■■■■の進入路及び■■■■従業員の駐車場として活用したいとのことです。すでに申請前に一部■■■■の進入路として活用されていましたが、申請前に原状回復され、県の調査についても問題ないと聞いています。また地元の生産組合の承諾も出ていますので問題なし。
現地調査報告	(事務局) 6月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第40号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■ ■■■■ ■■■■	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和3年6月4日付け都市計画法による事前審査会終了。		
造成	最大で1.70m程度の切土工。申請地南側では隣接道路の中心線から3.25m以上のセットバック及びコンクリート舗装を実施。		
進入口	申請地南側で隣接する市道から進入。申請地内に新設道路を設置。		
土留め	申請地南側を除く周囲にコンクリートブロック壁を新設。		
被害防除	申請地北西側に設置される公園の箇所フェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に新設する道路側溝を経由し、南側の既設道路側溝に放流。		
生活雑排水	申請地内に新設する道路に下水管を敷設し、南側の既設公共下水管に接続。		
工事計画期間	令和3年8月16日から翌年3月31日まで		
水利同意	■■■■農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		

補足説明	申請地内に新設される道路、公園、ごみ置き場及びセットバック部分は、市に寄付。
地区推進委員報告	(3 番推進委員：三村委員) 先般、申請者の社員から計画について説明を受けました。計画については何ら問題はありませんでした。加えまして、現地の確認も行いました。周辺は宅地化が進んでおりまして、新興住宅地の一角であります。周辺に耕作地はほとんどありませんし、従いまして周辺の農業経営に悪影響が出るようなことはないと判断しております。また地元農区の承諾もありますので計画通りに進むのであれば問題なし。
現地調査報告	(事務局) 6月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 40 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 超の連担) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 121.00 m ² 建ぺい率 26.24%		
備考	売買 令和 3 年 3 月 19 日付け飯塚市告示第 64 号にて農振農用地除外済み。		
造成	現況を均す程度。		
進入口	北側市道から幅約 6m の進入口を新設。		
土留め	東側及び南側の一部において、隣接地へ投げ掛け。 西側、北側の一部及び南側の一部において、コンクリートブロック擁壁を新設。		
被害防除	西側及び北側の一部において、高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、南側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(10 番推進委員：平畑委員)		

	譲受人 [] および [] は夫婦でございます。譲受人 [] は譲渡人 [] のお孫さんにあたります。転用目的は一般住宅となっております。地元生産組合の了承もあり、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 6月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第40号第3項 農地法第5条許可申請について

※申請取下げ

土地の所在地 地目、面積	[]
権利内容	所有権
譲受人	[] 農地 3種 区分 (第一種住居地域)
譲渡人	[]
転用目的 施設の概要	一般住宅 居宅 1棟 69.00 m ² 法面 61.25 m ² 建ぺい率 26.97%
備考	売買
造成	
進入口	
土留め	
被害防除	
雨水排水	
生活雑排水	
工事計画期間	
水利同意	
第5条第2項各号	
補足説明	(事務局) 本件につきましては、書類申請が行われて執行部による現地調査等を行ったところでございますが、7月1日付けで取下書が事務局に到達いたしております。従いまして、本件につきましては審議が不要となったことを報告いたします。以上です。
地区推進委員報告	
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	取下げ

議案第40号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 128.76㎡ 建ぺい率 25.80%		
備考	売買		
造成	最大 145cm 程度の盛土工及び 20cm 程度の切土工。		
進入口	南西側市道から幅 6m の進入口を敷設。		
土留め	北東側、北西側、南西側、南東側の一部において、L型擁壁を敷設。 南東側の一部において、コンクリートブロック擁壁を敷設。		
被害防除	進入口を除く全方位に高さ 60cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、北東側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 3 年 8 月 5 日から令和 4 年 2 月 5 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(15 番推進委員：田中委員) 6 月 22 日に土地家屋調査士の新田氏に現地で説明を受けました。転用目的は一般住宅です。本件につきましては被害防除もしっかりしており、[REDACTED] 生産組合の水利同意もありますので問題はなし。		
現地調査報告	(事務局) 6 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 40 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		

転用目的 施設の概要	宅地分譲
備考	売買 令和3年5月14日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 隣接宅地1,286.79㎡を含め、計画面積は2,497.00㎡となる。
造成	最大で1.40m程度の盛土工、及び最大で1.20m程度の切土工。
進入口	申請地北側で隣接する市道から進入。申請地内に新設道路を設置。
土留め	申請地の東及び南西側の一部で、L型擁壁を新設。
被害防除	隣接農地がないため、対応しない。
雨水排水	申請地内に新設する道路側溝を経由し、北側の既設用悪水路に放流。
生活雑排水	申請地内に新設する道路に下水管を敷設し、北側の既設公共下水管に接続。
工事計画期間	令和3年8月15日から同年12月31日まで
水利同意	■■■■農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	農地については、計画平面図に青色の点線で囲った部分が該当する。(北側に3筆、南側に2筆が存在。)
地区推進委員報告	(4番推進委員：肘井委員) 6月22日の日に申請代理人の土地家屋調査士松生氏より連絡があり、計画について説明を受け、現地を確認に参りました。■■■■農区の同意もあり、事務局からの説明通り施工されれば何ら問題はなし。
現地調査報告	(事務局) 6月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第40号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
転用目的 施設の概要	■■■■■		
備考	売買		
造成	最大100cm程度の盛土工。		

進入口	北東側市道からの進入。
土留め	北東側において、市道に擦り付け。 北西側において、隣接地へ投げ掛け。 南東及び南西側において、CP型枠ブロック擁壁及びコンクリートブロック擁壁を敷設。 境界から水路までの間は、張りコンクリート舗装。
被害防除	南東及び南西側において、高さ80cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜枿を敷設し、南東側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、南西側水路へ放流。
工事計画期間	令和3年9月1日から令和4年3月31日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(13番推進委員：大谷委員) 6月20日に譲渡人■■■■と電話にて話し、すでに■■■■は離農され農機具もなく、農地保有・管理についても苦悩されており、この物件についても遊休農地として認定されている状況です。申請地については、一般住宅として予定されていますので、図面通り建設されれば問題ないかと思われます。また地元生産組合の承認も出ており問題なし。
現地調査報告	(事務局) 6月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第41号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	97,064.00 m ²		
	畑	4,415.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	101,479.00 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	30,461.00 m ²	9件
		(6年以下)	13,614.00 m ²	2件
		(10年以下)	32,069.00 m ²	10件
		計	76,144.00 m ²	21件
	飼料作物	(6年以下)	4,696.00 m ²	1件
		計	4,696.00 m ²	1件
	野菜	(6年以下)	11,129.00 m ²	4件
		(10年以下)	9,510.00 m ²	1件
		計	20,639.00 m ²	5件

議案第 43 号第 4 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■ ■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■
申請理由	建売住宅建設
参考事項	北側を市道、東側及び南側を農用地、それ以外を宅地に接した農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 3 年 6 月 7 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 43 号第 5 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■ ■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■
申請理由	建売住宅建設
参考事項	東側を農用地、北側及び西側を宅地に接した農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 3 年 6 月 7 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 43 号第 6 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■ ■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■
申請理由	太陽光発電施設建設
参考事項	申請地は、山間部に位置し、南側の農用地より高低差がある小高い場所の縁辺部に位置する。東側を山林に接しており、農用地を分断することはないため、

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年5月21日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年5月21日
結果	済		

報告第30号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年6月2日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年6月2日
結果	済		

報告第30号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年5月28日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年5月28日
結果	済		

報告第30号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年6月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年6月20日
結果	済		

報告第31号 土地改良法第3条による資格証明について

備考	なし
結果	済